# 労働安全衛生法第 45 条第３項の規定に基づく車両系建設機械の自主検査指針の廃止に関する公示について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

## １．趣旨

○　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 45 条第１項において、事業者はボイラーその他の機械等（以下「機械等」という。）について定期に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならないこととされている。この自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、同条第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は、機械等ごとに必要な自主検査指針を公表している。

○　今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）により、同法第１条による改正後の法第 45 条第３項において、法第 45 条第２項の規定に基づき実施する特定自主検査（※）は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないとされるとともに、同条第４項で規定する自主検査指針の対象から、特定自主検査に該当する検査を除くこととされた。

（※）フォークリフト、ブルドーザー等の車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが２メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械の５種類に対して行われる自主検査（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 15 条第２項）

○　今回、新たに車両系建設機械特定自主検査基準を制定することから、これに併せて、現在厚生労働大臣が公表している定期自主検査指針のうち、車両系建設機械の定期自主検査指針を廃止するため、その旨を公示することとする。

## ２．廃止する定期自主検査指針

車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）（令和５年３月 31 日付け自主検査指針公示第 24 号）

## ３．公示日等

○　公示日　：令和７年 12 月 24 日

○　廃止の日：令和８年１月１日